



平成24年5月28日
内閣府（防災担当）

中央防災会議「防災対策推進検討会議」（第7回） 議事要旨について

1. 専門調査会の概要

日 時：平成24年4月18日（水）17：30～19：00

場 所：官邸4階大会議室

出席者：

<閣僚委員>

中川防災担当大臣、平野東日本大震災総括担当大臣、松原国家公安委員長、
奥田国土交通副大臣、西村厚生労働副大臣

<学識経験者委員>

阿部、泉田、河田、清原、志方、田中、田村、林、原中、平野、増田、
宗片各委員

<その他>

竹歳内閣官房副長官、後藤内閣府副大臣、郡内閣府大臣政務官、
福田総務大臣政務官、神風防衛大臣政務官、米村内閣危機管理監 等

2. 議事要旨

(1) 防災担当大臣挨拶

本検討会議が3月に取りまとめた中間報告については、更に議論を深めて内容の具体化を図ることが必要。このため、本日の会議では、各府省における防災対策の取組を議題とし、まず国土交通省と厚生労働省から具体的な対応状況の説明を受け、議論したい。また、今後その他の省庁にも取組状況を報告いただき、このような議論を夏頃の最終報告につなげていきたいと考えているので、本日も闊達な議論をお願いしたい。

(2) 自由討議等

委員からの主な意見等は次のとおり。

【報告事項（南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高等）について】

- 南海トラフの巨大地震が発生した場合、地域によっては最短2分で1mの津波が到達する。1mの津波であっても車が流されてしまうため、今後どのような対策を行うか大きな課題。
- 20m、30mという最大津波高の数値が注目されているが、津波高が4mを超えた場合、避難しなければ80%の住民が亡くなることを踏まえ、これからも早く避難するということが対策のベースとすべき。
- 一人ひとりにこれから防災のリテラシーを上げてもらうのであれば、国が一人ひとりの判断根拠になるような形で資料を出すような工夫が必要。
- 自治体の財政は事実上中央から統制を受けており、国から制度面の配慮がないと、想定される巨大災害には対応できない。防災対策全般について、自治体が対応を考えられる体制が構築できるよう、是非とも環境整備をお願いしたい。

【議題 国土交通省の報告について】

- 国が示した想定にプラスして、河川遡上があるのか、どの辺りまで、どのぐらいの高さまで浸水するのかといった各地域の特性にまで踏み込まないと、津波に強いまちづくりは進まないのではないかと。
- まちづくりは、消防、警察、役所等の防災重要施設が被災するという想定を含めて進める必要があるため、地域では手探りが続いている。国交省から何らかのアドバイスがあれば、具体的なまちづくりにつながるのではないかと。
- 耐震バースをつくる際に、取付道路等も一律に補強しないと、荷物は来たけれども、内陸部に入らないということが起こるのではないかと。
- 家全体の耐震化と同時に、各部屋の耐震化が可能になるようにすれば、かなり人的な被害が軽減されるので配慮が必要。
- これまでの地震で一部損壊した住宅は、ほとんど手つかずのままにされており、首都直下あるいは東海・東南海・南海地震が起きると、たちどころに倒壊する結果になることから、一部損壊住宅の耐震診断は是非無料にすべき。せめて、耐震診断を受けることに罹災証明の一部損壊を使っていたいただきたい。
- 津波については、1つのラインで守るという対策だけではなく、面的にどのように市街地を守るのかという対策もこれから考える必要がある。例えば道路の中央分離帯を二線堤にするとか、地下空間に水門を設置する等が必要。
- 首都直下地震についての一番の問題は、東京が大きいということではなく、時空間的に過密になっているということであり、そこを解消することが必要。

- 支援物資物流システムの構築については、是非各省の調整をお願いしたい。災害時には物流と商流が渾然一体となり混乱することから、指揮命令システムをどのように運用するか、政府主導の研究会を組み立てるなどにより、検討いただきたい。
- 日本では、川の三角州など標高が低いところに人が多く住んでいることから、一部道路を高くする等により災害を防ぐ方法もあるのではないか。
- 「多重防御」について、国交省は様々なことができる。国交省の力をフル活用し、例えば、津波には、まず防波堤で、次にきちんと構造設計されたビルで、最後に避難で守るといような形のまとめ方を検討していただきたい。
- 日本は海岸線沿いに道路と鉄道が多く、道路の場合にはまだ開口部があるが、鉄道の場合は踏切を渡るのが困難であり、津波避難の際に支障となる箇所が多い。津波防災地域づくりを進める際は、避難と一体的に考え、総合的に検討する必要がある。
- 関東大震災の際、多くの船が入港したにもかかわらず、倉庫施設がない等で荷揚げができなかった例があったことから、物流システムの構築と港湾の整備を連動して検討することが必要。また、品目によって生産拠点と流通が全部異なることを踏まえて、物流のトータルシステムを検討すべき。
- 公共施設の老朽化がこれから非常に進むことから、大事な公共施設の維持管理を適切にどのように行うか、この際、大きな像をきちんと描いておかないといけないのではないか。
- 各自治体では道路台帳等がきちんと整備されておらず、老朽化等の状況がわからないので、その把握と財源対策について十分な工夫が必要。

【議題 厚生労働省の報告について】

- 災害救助法の応急修理を廃止し、半壊、大規模半壊ともに被災者生活再建支援法の支援対象になるよう検討すべき。
- 民間賃貸住宅を応急仮設住宅とする場合、現物給付原則のために、被災自治体と大家が契約する必要があるが、事務処理も大変煩雑になっていることから、被災者への補助という検討も必要ではないか。
- 災害援護資金貸付金について、現行では、借受人から償還があらうとならうと県から国へ返す必要があるが、国への償還を借受人から償還された分に限定することを検討すべき。
- 災害障害見舞金の支給対象となる障害の程度を、現行の労災1級程度から拡大することを検討すべき。
- 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給額について、主たる生計維持者でない人（ほとんど女性の場合が多い）は、主たる生計維持者の半額になっていることから、男女共同参画などの観点からも検討する必要がある。

- 応援自治体の救助費用については、すべての災害を対象とするということではなく、例えば、特定非常災害法に基づく特定非常災害、あるいは閣議により緊急対策本部が設置された災害等、国が指定する大規模災害について全額国庫負担し、国へ直接求償するというような仕組みの検討が必要。
- 災害救助法については、用途制限がかかることが大きな問題。事務手続の煩雑さを見直すだけでなく、国に直接請求できるような制度をつくれぬか、超大規模災害のときどう対応するかということも検討すべき。
- 現物給付原則では資金用途が制限され、本来やりたい支援ができないので、この原則を見直し、被災者生活再建支援法と災害救助法を再整理できないか。
- 応急仮設住宅の費用については、厚生労働省からの補助金という形ではなく、総務省から特別交付税のような形で措置するようにできないか。そうすれば、用途制限が外れるため、自治体が運営しやすい仕組みとなる。
- 義援金は、国が定めた単価のとおり配らないと不満が出るため、一律の配分となる。例えば、単価は半分ぐらいの金額になるように定めて、これに比例して自治体裁量部分をセットで配分するようにすれば、現場をわかっている自治体が、本当に困っている人に対して支援できるのではないか。
- 民間賃貸住宅の借上げについて、自治体と関係団体が協定することは非常に良い取組。自治体が貸主になることで随分混乱しており、また、介護ベッドが入らないという事実もあるので、制度を実現する前に関係団体に話を聞けば、何か良い案が出てくるのではないか。
- 被災者が国や県からどのような支援を受けているか、市町村が把握できていない現実がある。個人情報保護の問題について事前に解決策を生み出すとともに、国や県が、被災者に対する業務を行った後に市町村と積極的に情報共有すべき。
- 義援金については、被災地の方々だけではなく、全国にいる募金をする人それぞれが当事者になるので、募金の手を止めないように、この仕組みをマスコミの方に取り上げてもらって、多くの方に知ってもらった方が良い。
- 民間賃貸住宅の借上げによる仮設住宅について、入居期間が延長になり、契約更新がこれから行われるが、去年、入居者と貸主と自治体の間で、事務手続が煩雑で時間がかかった事実もあったので、手続きを簡略化することが必要。
- 民間賃貸住宅は点在しており、コミュニティの確保が思うように進まない。他の地域から入ってきた場合に、地域のコミュニティに入り込めないということで孤立していく傾向もあり、もう少し踏み込んだ対策も必要。
- 被災地では、市町村、県によって対応が異なることから、地方自治体の教育というのにも必要ではないか。
- 今回、義援金の配分が随分遅れたが、配分の考え方が知事によって随分差があったことも大きな原因。

- 市町村が義援金配分委員会をつくり、住宅被害に比例して配分するなど、それぞれの事情に合った配分ができるような仕組みも必要。公的資金で対象となる支援は非常に限定されているので、義援金で融通性を確保すべき。
- 日赤は事務局経費が義援金からとれないので、金額が多くなると活動が阻害されるという面がある。事務局経費を取れるような仕組みを事前に国民に知らせるといふことも活動の迅速化につながるのではないか。
- 仮設住宅の入居基準は、罹災証明の半壊以上となる。罹災証明を円滑に管理しようとするれば、被災者台帳のようなものがどうしても必要。
- 被災自治体が被災者に関する情報をきちんと捕捉して、整合的に支援をしていくための仕掛けについて、内閣府と厚生労働省が協力をして検討すべき。
- 仮設住宅のバリアフリー対策として、在宅介護を受けている方など、グループホーム型仮設住宅に適さない方への対応が必要。また、住民の個別要望に応じることは非常に厳しいので、ある程度、事前設計仕様について当事者間で議論する必要。
- グループホーム型仮設住宅については、福祉避難所との連動を意識した連続的な対策が必要であり、その中でも、支える側の人の問題が重要。
- 産業に対する国の支援は、基本的に利子補給という形となるが、大規模災害の場合は、産業の復興がうまく機能する仕組みを考える必要がある。この会議での機論ではないが、この仕組みをどこかで議論すべき。
- 災害救助法は、広域災害を必ずしも念頭に置いていない法律の体系になっているのではないか。この手続をどうするか考える必要。
- 例えば、全額国が補填した上で、自治体負担が残る場合には、被災自治体に時間をかけて負担をお願いするという方法もある。また、大災害で全額国費となれば、その問題は考えなくても良いし、特別交付税ということになれば、その相殺の中で何とかやれる方法もあるのではないか。
- 被災自治体の仕事がものすごく煩雑になっており、そういった状況を踏まえた上での体制を考えていく必要があるのではないか。
- 今回の震災では、数県に及ぶ義援金の配分決定委員会を誰がつくるかということが問題になった。本来は民間の義援金活動だが、国の関与のあり方についても、真正面にとらまえて議論していただきたい。
- 第二東名高速はサービスエリアに防災機能を持たせるので大変心強いが、現在ある高速道路もサービスエリアの活用を考えた方が良い。
- 例えば、3連動地震が発生した場合でも東名高速が全滅することはないので、予め東名のサービスエリアに人命救助に関する設備を配備しておき、災害時にはそこに部隊をヘリで送り込むことで、そこからいち早くフロントラインに人命救助部隊を出せる。
- 災害時には、高速道路の上り線と下り線で状況が異なる場合があるため、米国のように、上り下りを1本化することも必要であり、一遍、警察など関

係者が協力して、技術的に可能であるか検討すべき。

- 自衛隊が行う首都直下地震のシミュレーションに、国交省の TEC-FORCE も大々的に入れて、どうやって TEC-FORCE を早く現場に送るか検討すべき。
- 平成 25 年度に向けてのことであるが、ハード面だけでなく、訓練や、語り伝えるというようなソフトの面も充実させるようにすべき。
- 南海地震が起きると紀伊半島全体が孤立し、今回の震災よりも状況が厳しくなるので、道路と鉄道と船の組み合わせによる対策を早急に検討する必要。幾ら待っても救援が来ないということもあり得るので、現状ではまず備蓄をしっかりと行うべき。
- 首都直下地震や南海トラフの巨大地震等のおそれもあるので、災害救助法全体が、小規模な災害のみを想定した今の仕組みで良いのかよく考える必要。

以 上